

佐野市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野市図書館（佐野市図書館条例第2条に定められた、佐野市立図書館、佐野市立田沼図書館及び佐野市立葛生図書館の3つの施設以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、雑誌スポンサーに情報発信の場を提供し、事業者等の事業活動を促進するとともに、雑誌購入費用の節減と図書館サービスの向上を目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 雑誌スポンサー 図書館へ雑誌を提供する者をいう。
- 2 スポンサー誌 雑誌スポンサーから寄附を受けた雑誌をいう。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーは企業、商店及び団体等を対象とする。また、佐野市広告掲載基準第3条に該当する業種又は事業者、佐野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に係る広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、当該雑誌の刊行期間の単位にかかわらず、1年間（4月1日から翌年3月31日まで。）とし、年度の途中から掲載する場合にあっては、掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の掲出期間の更新について期間満了の3か月前までに図書館又は雑誌スポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に期間を1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第6条 雑誌スポンサーに申込みしようとする者は、図書館が作成した雑誌リストから提供を希望する雑誌を選定し、佐野市図書館雑誌スポンサー申込書に次に掲げる書類を添付して、佐野市図書館に申込まなければならない。

2 申込みに当たっては、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 会社概要等（業務内容がわかる資料）
- (2) 広告の原稿案

（雑誌の選定）

第7条 広告を掲載する雑誌は、図書館雑誌リストから選定する。ただし、雑誌スポンサーがリスト以外のものを希望する場合は、事前に図書館と協議し、図書館が協議した内容を教育委員会に報告し、承認を受けたものに限り提供が可能となる。

（広告の内容）

第8条 広告の内容は、図書館の公共性、品位及び社会的信頼性等を損なうおそれがなく、市民に不利益を与えることがないものでなければならない。

2 佐野市広告掲載基準第4条に該当するものは対象としない。

（広告の規格・掲載方法及び配架図書館）

第9条 提供雑誌の最新号のカバーの表面及び雑誌架にスポンサー名等の表示をします。雑誌カバー表面には雑誌スポンサー名を掲載するものとし、当該掲載規格は、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とする。貼付位置は、雑誌カバーは中央より下部で、雑誌タイトルが隠れない位置とする。

2 雑誌のカバーの裏面に掲載する広告の規格については、雑誌面の大きさを上回らない大きさとする。

3 雑誌架にスポンサー名と雑誌名を表示する。

4 雑誌の配架位置は各図書館長が決定する。

（雑誌スポンサー及び広告内容の審査及び決定等）

第10条 雑誌スポンサーの申込みがあったときは、佐野市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第4条に基づき図書館が雑誌スポンサーを適切に選定し、選定した内容を教育委員会に報告し、承認を受けた後、審査結果を申込者に対して速やかに通知するものとする。

2 雑誌スポンサーの申込みを行った者は、掲載しようとする広告内容について図書館と協議し、図書館は協議内容を教育委員会に報告し、承認を受けなければならない。

3 同一の雑誌に対して複数の申込みがあった場合は、当該申込内容を比較及び審査し、当該雑誌スポンサーを決定するものとする。

4 館長は雑誌スポンサーに対して掲載しようとする広告内容を佐野市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第4条に基づいて修正を依頼することができる。雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

(提供雑誌購入代金の支払方法等)

第11条 雑誌スポンサーに提供していただく雑誌購入費の支払は、図書館が指定する納入業者に直接支払うものとする。

2 雑誌購入費の支払は一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとする。ただし、納入業者が了承した場合は、これ以外の方法での支払いも可とする。

3 振込手数料等支払に必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

4 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊または廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(覚書の締結)

第12条 雑誌スポンサーの選定を受けた者は、図書館との間でスポンサー制度に関して覚書を締結しなければならない。

(広告の変更)

第13条 雑誌スポンサーは、広告掲載期間中に雑誌カバーに掲載する広告の変更を行うことができる。

2 雑誌スポンサーは、広告の変更を希望するときは、変更を希望する日の1箇月前までに広告内容変更届と広告案を図書館に提出し、変更しようとする広告内容について図書館と協議し、図書館は協議内容を教育委員会に報告し、承認を受けなければならない。

(雑誌の提供中止の届出)

第14条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供の中止を希望するときは、中止を希望する日の1箇月前までに雑誌提供中止届を図書館に提出し、承認を得なければならない。

(広告掲載の責務)

第15条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーを取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに雑誌購入費の支払がなされないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 雑誌スポンサーが第 4 条に定める、雑誌スポンサーの対象に該当しないと認めるとき、又は虚偽の申請により雑誌スポンサーの認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、雑誌スポンサーとしてふさわしくない行為等があったと認めるとき。

2 雑誌スポンサーが納入業者に支払済の雑誌購入費は、前項の規定による取消しにかかわらず返還しないものとする。

(雑誌の所有権)

第 16 条 スポンサー誌は、図書館に帰属するものとする。
寄附した雑誌の返還を求めることはできない。

(その他)

第 17 条 この要領に定めのない事項は、館長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。